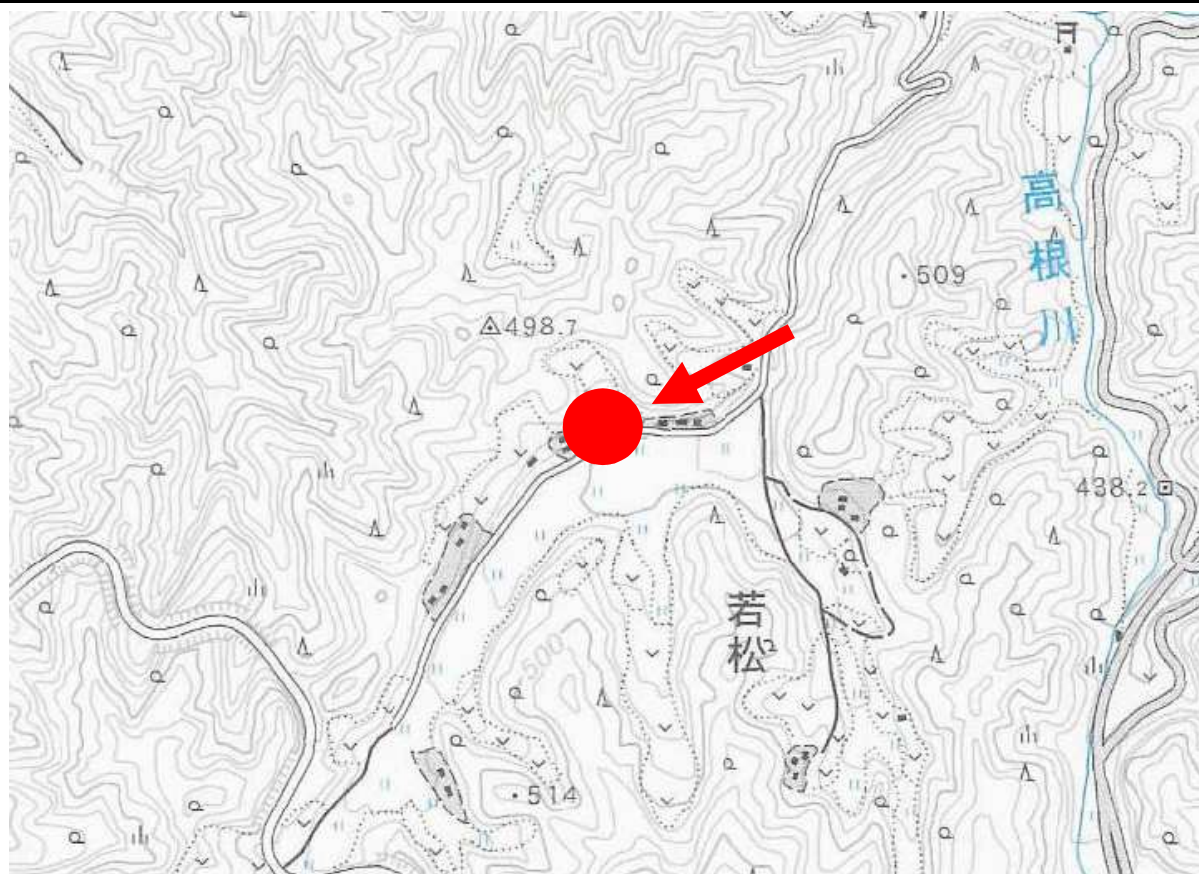


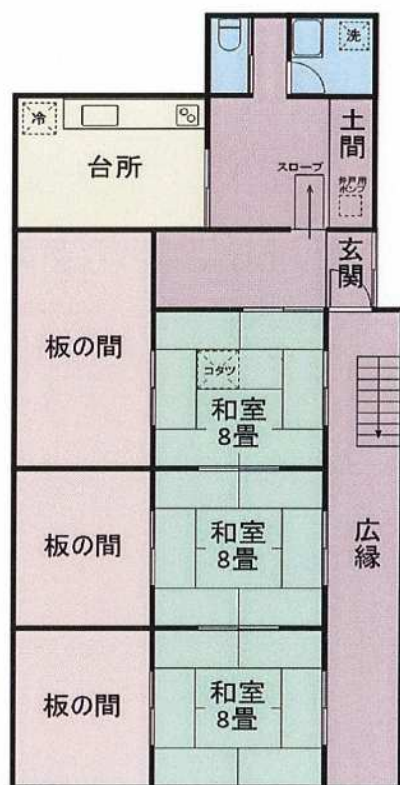
空き家等バンク登録カード

(1) 登録番号		第 45 号			
(2) 分類		空き家・空き地・空き店舗・空き工場		売却・賃貸	
(3) 物件所在地		川俣町小綱木字東久保			
(4) 希望価格		※非公開			
(5) 物件の概要					
土地		1114.67 m ²	建物構造	建物建築年 (1965年)	
用途地域		無指定地域	木造	建物補修	補修費用負担
建物	1階	131.05 m ²	軽量鉄骨造	補修不要	所有者負担
	2階	93.25 m ²	鉄骨造	多少必要	利用者負担
	その他	m ²	鉄筋コンクリート	大規模必要	その他
	延床	224.3 m ²	その他 ()	現在補修中	()
間取り	1階	台所・風呂・トイレ			
		和室 (8 畳、8 畳、8 畳) ・板の間 (×3)			
		広縁			
	2階	和室 (8 畳、8 畳) ・板の間 (×5)			
		広縁			
その他					
(6) 使用の状況					
空き家		専用住宅・併用住宅	空き地	更地・更地予定	
空き店舗		以前の用途：	空き工場	以前の用途：	
未使用期間		年	その他特記事項		
※非公開					
電気	配線済・その他 ()		風呂	ガス・灯油・電気・その他 ()	
水道	上水 (井戸) ・その他 ()		駐車場	(有) (台) ・無	
ガス	プロパン・その他 ()		庭等	(有) (m ²) ・無	
トイレ	水洗・汲み取り / (洋式) ・和式		物置等	(有) (m ²) ・無	
浄化槽	(有) ・ 無		その他		
(8) 主要施設等までの距離					
バス停 (かわまた認定こども園)		5.1 k m	幼稚園・保育園 (認定こども園)		5.1 k m
役場・出張所		6.3 k m	小学校 (川俣小学校)		6.7 k m
医療機関 (済生会川俣病院)		6.4 k m	中学校 (川俣中学校)		6.7 k m
警察署・駐在所		7.2 k m	郵便局 (川俣郵便局)		6.1 k m
消防署		6.3 k m	スーパー (えびすやフードセンター川俣店)		0.2 k m
(9) 特記事項		抵当権等の設定：(無) ・ 有 () 利用制限等の留意事項：別紙補足説明あり			
受付日		2021年 10月 19日	現地確認日		2024年 2月 17日
登録日		2024年 3月 12日	有効期間		2026年 3月 11日
登録抹消日		年 月 日	契約成立・登録抹消・その他 ()		

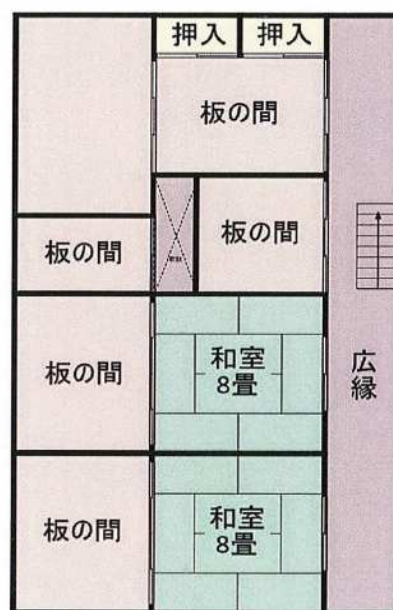
(10) 位置図



(11) 配置図・間取り図



[1F]



[2F]

(12) 写真



① 都市計画

- ☐ 都市計画区域内：☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分未設定区域
☐ 都市計画法第53条
☒ 都市計画区域外：☐ 計画法第74条・準景観地区
☐ 法6条1項4号区域（知事指定）

② 用途地域、建蔽率、容積率等（都市計画区域図は町ホームページに掲載）

用途地域	基 準 建蔽率	基 準 容積率	外 壁 後退距離	高さの 限 度	最 低 敷地面積
	%	%	m	m	m ²

③ 防火地域等 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 法22条地域

④ ☐ 地区計画区域

⑤ ☐ 災害危険区域

⑥ ☐ 土砂災害警戒区域 / ☐ 土砂災害特別警戒区域（詳細は県ホームページに掲載）

⑦ 道路関係 ☐ 接道なし ☐ みなし道路 ☐ 要セットバック

⑧ ☐ がけ規制

⑨ ☒ 農地付き（購入を検討される場合は、農業委員会への相談が必要です。）

【調査業者より】

①上水道について

上水道は井戸水である。敷地内に井戸用土管がなく、物件から100mほど離れたところに施設（敷地所有者は本物件所有者とは異なる）があり、そこから公道を暗渠で潜り物件まで給水されている。現在は通電していないためポンプを作動させることはできなかったが、通電すればポンプは作動し給水は可能とのこと。これらはすべて所有者からの伝聞である。

②排水について

排水については合併浄化槽が設置されている。ただし、通水していないため浄化槽内は蒸発等により数年間にわたり貯水されていない状態が続いたかと推測され、土圧による容器隔壁に亀裂等が生じている可能性は排除できないと思われる。

③建物について 1

母屋並びに物置3棟については令和2年7月に相続登記のために表題登記を行い、現場建物と登記上は一致しているが、都市計画区域外の木造住宅のため、いずれの建物も建築当時に建築確認申請は行われていないようである。本物件を購入希望の方が空き家改修等支援金の補助金を活用されたい場合は川俣町政策推進課まちづくり推進係へ事前にご確認をお願いします。

⑤建物について 2

建物は昭和40年に建築され、約60年が経過している。躯体、屋根、外壁等は経年劣化により相当腐朽、損耗しているように見受けられる。

④残置物について

母屋ならびに物置内に布団や衣類、たんすや農機具などが相当量あるが、売主は残置物の搬出をしない。室内も現況のままの引き渡しとなる。

⑥農地について

売主は母屋に隣接する農地も所有しており、買主が希望する分を無償で譲渡する。

農地に関しては別途協議を行うものとする。移転に関しては川俣町農業委員会への申請を行うようになる。

⑦売主は土地、建物に関して契約不適合責任を一切負わないものとする。